

4 飲酒運転の根絶

運転者をはじめ広く県民一人一人に対し、飲酒運転による交通事故で、尊い人命が失われている現状を訴えて規範意識の確立を図るとともに、飲酒運転を根絶するため、次の項目を推進します。

運転者は

- 飲酒運転は、刑事、行政及び民事上の厳しい責任を伴う犯罪であることを自覚し、「飲酒運転は絶対にしない。」という強い意志を持ちましょう。
- 二日酔いで運転すれば、飲酒運転になることを自覚し、翌朝に運転予定がある場合は、飲酒運転にならないよう、酒量や時間に十分配慮しましょう。

家庭・学校・地域・職場では

- 日頃から飲酒運転の悪質・危険性や飲酒運転事故の悲惨さを話し合い、飲酒運転を絶対に許さない環境づくりに努めましょう。
- 飲酒運転をしないための職場内検討会を行ったり、朝の出発時にアルコールチェッカー等を利用するなど、職場ぐるみで飲酒運転の根絶に取り組みましょう。



関係機関・団体では

- 各種メディアを活用して、ハンドルキーパー運動の推進や、飲酒者への車両提供禁止、運転者への酒類提供禁止、飲酒者が運転する車両への同乗禁止など、飲酒運転根絶についての広報啓発活動を展開しましょう。

県内統一行事

4月7日 (月)	広報活動 街頭指導活動強化の日	歩行者やドライバー等に交通安全運動への積極的な参加を呼び掛けます。 登下校中の児童生徒に対する街頭指導を強化します。
4月10日 (木)	交通事故死ゼロを 目指す日	県民一人一人が交通事故に注意して行動するよう呼び掛けます。
4月11日 (金)	飲酒運転根絶 啓発強化の日	飲酒運転の根絶に向けた啓発活動を強化します。
4月15日 (火)	街頭指導活動強化の日	登下校指導をはじめ、自転車利用者へのマナー遵守、高齢者の歩行中における危険行動、シートベルト着用等について街頭指導を強化します。

平成26年長崎県交通安全年間スローガン

守ろう交通ルール 高めよう交通マナー

平成26年

春の全国交通安全運動

実施要綱

実施期間

4月6日(日)～4月15日(火)

スローガン

平成二十六年使用交通安全年間スローガン
内閣府特命担当大臣賞

南島原市

重村

京子さんの作品

お互いに
もてたらいいね
思いやり交通安全図画最優秀作品（平成25年度知事賞）
南島原市立山口小学校3年（当時）

宇野 由花 さんの作品

重点

- 子どもと高齢者の交通事故防止
 - 自転車の安全利用の推進
 - 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 飲酒運転の根絶

特別広報

◎脇見・ぼんやり運転の防止



主唱 長崎県交通安全推進県民協議会

本運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とします。

1 子どもと高齢者の交通事故防止

子どもとその保護者及び高齢者の交通安全意識の高揚を図るとともに、子どもと高齢者に対する保護意識の醸成を図るために次の項目を推進します。

高 齢 者 は

- 高齢運転者は、身体機能の衰えを自覚してゆとりある運転に努め、警察や自治体が開催する交通安全講習会に積極的に参加しましょう。また、車の運転に不安を感じたときは、交通事故の加害者や被害者となる前に運転免許証の返納を検討しましょう。
- ※ 運転免許証を自主的に返納した場合、身分証明書として利用できる運転経歴証明書制度を活用できます。
- 70歳以上の運転者は、「高齢運転者マーク」を付けて運転しましょう。
- 高齢歩行者は、夜間・早朝・薄暮などに外出する際には、明るい目立つ服装や反射材用品を身に付けるなど、運転者から見えやすい服装に心掛けましょう。

運 転 者 は

- 周囲が見えづらい夜間・早朝・薄暮などは、歩行者が道路を横断しているかも知れないと思い、注意しながら運転しましょう。
- 歩いている子どもや高齢者の近くを通過するときは、減速、徐行するなど安全運転に努めましょう。



家庭・学校・地域・職場では

- 身近で起きた子どもや高齢者の交通事故について話し合い、交通安全の意識を高めましょう。
- 高齢者が夜間・早朝・薄暮などに外出する際や、子どもの帰宅が遅くなる時には、車に注意するよう声を掛けたり、明るく目立つ服装や反射材用品を身に付けるよう促しましょう。

関係機関・団体では

- 子どもや高齢歩行者が多く利用する地域での保護・誘導活動を徹底し、安全な通行を確保するための交通安全総点検を行いましょう。
- 子どもや高齢者の交通事故実態を踏まえ、交通事故抑止効果の高いイベントや広報啓発活動を進めましょう。

2 自転車の安全利用の推進

自転車事故は被害者になるだけでなく、加害者となる場合があることから、自転車利用者の交通安全意識の高揚を図り、交通ルールの遵守と交通マナーの向上を促進することにより、自転車の交通事故防止と自転車利用者による危険・迷惑行為の防止を期するため、次の項目を推進します。

自転車利用者は

- 「自転車安全利用五則」など交通ルールを遵守し、交通マナーの向上を図りましょう。



家庭・学校・地域・職場では

- 子どもが自転車に乗るときは、ヘルメットを着用させるとともに、「自転車安全利用五則」など自転車の正しいルールやマナーについて指導しましょう。
- 自転車走行中の携帯電話等使用は禁止されていることを指導しましょう。
- 職場の朝礼等を利用して、自転車利用中に多い出会い頭や接触事故等の身近な事例を挙げて指導しましょう。

【自転車安全利用五則】

- ① 自転車は車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る
 - ★ 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - ★ 夜間はライトを点灯
 - ★ 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- ⑤ 子どもはヘルメットを着用

3 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

全ての座席においてシートベルトとチャイルドシートの正しい着用に徹底し、交通事故発生時における被害の防止・軽減を図るため、次の項目を推進します。

運 転 者 は

- 発進前のシートベルトとチャイルドシートの全席着用確認及び着用後の発進を実践しましょう。

家庭・学校・地域・職場では

- シートベルトとチャイルドシートの正しい着用を習慣付けましょう。
- 出勤・退社時に、シートベルト着用の確認を行うなど、各事業所等において後部座席を含めた着用の徹底を図りましょう。



関係機関・団体では

- 各種キャンペーンや交通安全教育等を通じて、全ての座席のシートベルト等の着用義務及び着用効果について周知を図りましょう。